

03 特集 **十人十色** 誌上座談会

いろいろな人に聞いてみた

# 「働き方」 「生き方」

10 比較してみよう！  
世界の就活事情

12 **仕事人インタビュー**  
山崎育三郎さん  
「今」の積み重ねが、  
夢の実現に  
つながっていきます

14 いろいろな働き方・生き方を考えるための  
ブックセレクション

15 働く上で困ったことがあったら…

## Think Work

「時間主権・生活主権」という発想で  
お互いを尊重し合える優しい社会へ

児童文学書「モモ」(ミヒヤエル・エンデ著)では、時間泥棒に時間を奪われ、疑問も持たずにあくせく働き、心のゆとりや寛容さを失ってしまった人々が出てきます。これは童話だけの世界ではありません。日本でも多くの労働者がお人好しにも「サービス残業」という名で、命の一部である時間を差し出し、なかには命そのものや心身の健康まで犠牲にする事態(労災、過労死)も起きています。

実は、時間搾取の被害は労働者本人だけでなく他者や社会にも及んでいます。家族との時間、地域との時間、社会の問題を考え主権者として行動する時間。他者にとっても、本人と共有されるべき時間が同時に奪われているのです。そうしたかけがえない時間を差し出せと言われたら、あなたは従いますか？  
今こそ「モモ」のように人々の時間を取り戻さなければならぬ。そうした思いで労働法研究者と立ち上げたのが「かえせ☆生活時間プロジェクト」です。プロジェクトでは、生活時間と

して、①休息时间、②個人生活時間(自己啓発等)、③家族生活時間、④社会生活時間(地域・社会活動等)があると捉え、4つの生活時間確保のため、労働時間ルールはどうあるべきかを提起しています。

2019年4月施行の「働き方改革推進法」における上限規制は、月・年単位のみ。これに対し、生活は1日単位(月末に育児・介護をまとめて行うことはできません)。1日単位のルールこそが肝。今こそ、時間について時間主権・生活主権という発想を持ち、お互いの生活時間を尊重し合い助け合う、寛容で優しい社会をめざしませんか。



弁護士  
東京駿河台法律事務所  
荒 由美子  
(あくつ・ゆみこ)

2000年登録。中央大学ロースクール兼任講師、連合総研委員、「かえせ☆生活時間プロジェクト」発起人など。現場目線の政策提言、公労使等への研修などを通じ、誰もがどんなライフステージでも人間らしく生き生きと働き続けられる職場環境をめざすことをライフワークとする。